



「県民の会」通信

N.O. 5

2022年11月15日

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」
制定を求める県民の会

連絡先 〒039-1166 青森県八戸市根城9丁目19-9

浅石法律事務所 核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団事務局内

TEL・FAX 0178-47-2321

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

10月11日・県議会で「条例制定」不採択 青森県議会の不誠実さに直ちに抗議

2020年8月「このままでは青森県は核の墓場になってしまう」こんな危機感から、「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める



六ヶ所村で街頭宣伝チラシ配布行動
2021/5/15・16

県民の会を立ち上げ、請願にむけ活動を始めました。しかし、コロナ感染の発生と同時進行のような状態で、街宣行動や対面での署名活動がなかなか思うように進まず、模索しながらの活動となりました。

それでも、講演会の開催、県に対する質問状の提出、要請行動、「原発・核燃に頼らない青森県をつくるプラン提案」（冊子）作成などに取組むことが出来ました。



各団体で創意工夫をして
署名を呼びかける(生協店舗)

前段では六ヶ所村において、2日間で延べ64名の参加者より、署名のお願いを返信用封筒を同封して各戸に配布することが出来ました。

返信での署名は少なかったですが、六ヶ所村内へ「最終処分の問題」を伝えることが出来たと思います。また、団体・個人それぞれが、創意工夫をしながらこの2年を超える長きにわたり活動してきました。

**4万2,683筆の署名
ありがとうございました**



青森駅前街宣と署名のお願い

その活動の中から、脱原発反核燃団体、労働団体、生協・市民団体、政党、宗教団体等幅広く多くの方がたに協力頂き、67団体から署名簿、各団体で呼びかけてくれた個人の方や、個人的に署名を送ってくださった方など、600通を超える封書が事務局に届きました。届いた長い宛名を見るたび「略称」を作ってみなさんへお願いすべきだったと反省。皆さんの気持ちに感謝です。最終的に9月29日現在で42,683筆の署名が集まりました。ありがとうございました。

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める県民の会共同代表

- 浅石 紘爾：核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団代表／阿部 一久：青森県平和推進労働組合会議議長
- 奥村 榮：青森県労働組合総連合議長／古村 一雄：核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会代表
- 平野 了三：青森県生活協同組合連合会前会長

三橋県議会議長は

「最終処分地にしないとの思いは一緒、請願をしっかりと受けとめたい。」と発言……でも

回答は…請願不採択…なぜ？

9月21日、署名42,427筆を添えて青森県議会を訪れ、請願採択を申し入れました。

その際三橋県議会議長は「最終処分地にしないとの思いは一緒、請願をしっかりと受けとめたい。」と答えました。



9月21日県議会議長へ共同代表全員と紹介議員と
42,427筆の署名簿を添えて請願書提出

しかし、10月6日の常任委員会（商工労働観光エネルギー委員会）で不採択が確認され、10月11日の青森県議会本会議で正式に不採択となりました。

議会での間、紹介議員の皆さんの一般質問、常任委員会、本会議での討論、それぞれの場所で「採択すべき」と訴えた意見や質問に対する回答は何一つなく、「国と事業者との約束は明確であり、適切な対応であり、条例制定は考えていない」と言うだけ。

本会議では安藤晴美議員（共産党）、鹿内博議員（県民主役の県政の会）が本条例制定の必要性を強く訴えましたが採決の結果、否決となりました。

なお、本条例制定に賛意を表した議員は立憲民主党3名（1名は欠席）、共産党3名、県民主役の県政の会2名の計8名でした。

国・青森県に 最終処分地の立地に向けて 確固たる決意があるのか？

県議会議長は「最終処分地としないという思いは同じ」と言いながら、なぜ条例を作ることにここまで反

対をするのでしょうか。

知事が代わろうと、県議員が代わろうと「最終処分地としない条例」があれば最終処分の受入を拒否できる大きな根拠となります。しかし確約では知事が同意すれば確約は白紙になる可能性があります。

なのに、それでも国の言う通りしか動けない県議会は、間近に迫っている「高レベル放射性廃棄物」の貯蔵を本当に拒否できるのでしょうか。

青森県はここ数年、議会や公開質問に対しても「県としては、最終処分地の早期選定にむけて、国が不転の決意で前面に立ち、取り組みを加速させてほしいと考えています。」と繰り返し答弁しています。

最終処分の候補地が見通せない中で、国は本気で最終処分場を作ろうとしているのでしょうか？

県も国に対して、最終処分地の進行状況や経過を確認することのない状況では、不信、不安だけが残るばかりです。

本会議終了後は浅石、奥村共同代表が記者会見を行い、県議会の不誠実な対応に抗議の意を表明しました。（県議会議長には抗議文を郵送）

今後、この間の活動を総括しながら、新たな形を模索して活動を継続していく方向で総会開催の準備を進めています。

引き続き、みなさまのご支援をお願い致します。

請願の審査結果（全文）

令和4年10月11日

青森県議会議長 三橋 一三

請願の審査結果について 記

1. 請願受理番号 第2号
2. 件名 「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める請願書
3. 紹介議員 安藤晴美・松田勝・吉俣洋・渋谷哲一
4. 採択の理由

「趣旨を了として採択とすべき」との意見と『請願では「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」を制定することを求めているが、高レベル放射性廃棄物については、一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地を受け入れたものであり、安全協定や各電力会社からの確約、最終処分事業を進める国からの確約があり、事業者に対しても、国に対しても折に触れて確認し、それぞれ遵守するとの回答を得ているところであることから、今回の請願については、不採択とすることが適当と考える。』との意見があり、採決の結果、不採択と決定。

↓10/12デーリー東北

最終処分地拒否条例の請願 不採択

請願不採択に抗議
最終処分地拒否条例
制定求める県民の会

↑10/12 東奥日報

「県内を最終処分地にしない」
県議会、条例の請願不採択

↑10/12 朝日新聞

各社新聞記事の内容については、[条例制定を求める県民の会のホームページ](#)に掲載してあります。

制定に慎重な自民反対

他自治体の追随懸念

青森県議会は11日の定例会本会議で、反核燃団体が提出していた「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」を求める請願を不採択とした。立憲民主、共産、県民の会の野党3会派が制定に賛成したが、最大会派の自民党が反対した。請願は、条例制定を求める県民の会（浅石敏爾共同代表）が提出。最終処分地が決まらない中、なし崩しの原が処分地になる不安が高まっているとし、条例制定で拒否する意思を明確にすべきとした。

高レベル廃棄物 巡り青森県議会

長（自民）は、高レベル廃棄物は一時貯蔵が前提で、県を処分地としない国との確約があることなどから、不採択とする審議結果を報告。

討論では安藤晴美議員（共産）が「国との確約は担保にならない」、鹿内博議員（県民の会）が「関係閣僚が代わるたびに、知事が大臣語でをするのは、確約の文書に不安があるから他にほならない」と条例制定の必要性を主張した。

採決では、出席者45人のうち、制定に賛成する意思を示したのは野党3会派の8議員のみだった。

（岩淵修平）



青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例制定を求める請願の採決では、最大会派の自民党が不採択とする立場を示した11日、青森県議会



反核燃団体が約4万筆の署名約が最終処分地にならない担保と共に提出した「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める請願は、条例制定に慎重な青森には、青森県議会の採決の結果、不採択となった。県と歩調を合わせる最大会派の自民は、県と国との確約が最終処分地にならない担保もにむむ。県内では2008年にも野党の提案で条例制定に向けた動きがあった。その時も否決されたが、14年前と現在では、最終処分地を巡る環境が変わりつつある。

反核燃団体は危機感

岩手県沿岸の市町村などでは、最終処分を拒否する条例制定の動きが相次いでいる。既に00年に条例ができた北海道では、2町村で処分地選定の第1段階となる文庫調査が始まったが、鈴木直道知事は条例を理由に次の概要調査に反対するなど、条例が知事の判断の根拠となっていない。

高レベル廃棄物の一時貯蔵施設がある青森県にとつて、拒否高レベル放射性廃棄物が収納されている日本原燃の一時貯蔵施設。最終処分地はまだ決まっていない。11月、六ヶ所村

条例の制定が全国に広がれば、核のゴミが行き場を失う可能性も。こうした背景から、県内には「国や他の都道府県を刺激したくない」「県が条例を制定すれば、他の自治体も追随して同様の拒否条例が全国に広まってしまおうのでは」という懸念もくすぶる。

自民のベテラン議員は、知事が歴代閣僚と取り付けてきた確約の重みが、条例が不要な最大の理由として、「国策に協力してきた青森県が条例を制定したら、外から見たときにどう映るかと多方面への影響を否定しない。

一方、再び条例制定の動きを拒まれた反核燃団体は危機感を募らせる。請願を提出した県民の会は「条例がなければ、知事の判断一つで青森が最終処分地になりかねない」と指摘する。

同会の浅石敏爾共同代表は、六ヶ所村で一時保管されている高レベル廃棄物の最初の搬出期限まで残り22年となっていることにも触れ、「処分地選定は遅れ、期限内の搬出は物理的に不可能。このままでは100年後も県内に置かれたままになる」と強調。今後は同団体のメンバーを中心に新たな組織で活動を続ける方針だという。

（岩淵修平）

この間の、「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める県民の会の主な活動等はホームページに掲載しております。講演会の資料・青森県に対するこの間の「公開質問」それに対する回答など、ぜひ見て下さい。

[URL]<http://kenminnokai.s1010.xrea.com>

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を採択すべき9つの理由

10月11日、青森県議会定例会本会議で、「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める請願を不採択とした議案に対して、鹿内博議員が「採択すべき9つの理由」を反対討論で述べました。

1 去る10月7日、立憲民主党田名部匡代参議院議員の「高レベル放射性廃棄物の搬出期限が守られるのか」という懸念が地元では日増しに高まっている。」との質問に、総理は「遅くても、2045年4月25日までに搬出するために、最終処分場を国の責任で操業を開始し、青森県を最終処分場にしない、国の確約文書に基づき青森県との約束を果たす」との答弁ではなかったことです。

2 昭和60年4月9日、原子燃料サイクル事業に関する青森県議会議員全員協議会で、「青森県が高レベル放射性廃棄物の最終処分場になるかもしれない懸念を持っている」との質問に、北村知事は「敷地外であるが、それは下北半島あるいは県内であるかないか、心配が残ってくるのはごもっともであり、それらのご意見、ご心配をどういう形で国の方に申し入れましょうか、今後とも考えてまいりたい。」と答弁しています。

37年前に核燃料サイクル施設立地を受諾した際に何の担保もなく受諾し、それが今日まで尾を引いているのにピリオドを打つべきであります。

3 国は平成6年6月の原子力長期計画で平成40年代半ばに最終処分場を開始すると明記、更に20年3月に策定した、最終処分計画で、平成40年前後を目途に最終処分施設建設地を選定し、平成40年代後半を目途に最終処分を開始すると閣議決定しております。

本県からの搬出期限である2045年4月25日にむけて国は30年前から準備をしてきたはずですが、残り22年6月になっても、文献調査さえ終わらず、国の原子力長計や最終処分計画が、現時点で実現する確証がないということでもあります。

4 残りの時間が22年6月でどうして最終処分場が操業できるのか、そのスケジュールを国は示そうとせず、知事も国に求めない。

しかも法律で、5年に一度スケジュール等の処分計画を策定しなければならないのに、平成20年以降策定していないという、違法状態を放置する国と見て見ぬふりをする知事の対応では県民は安心できません。

5 国の閣議決定等された、原子力長期計画・エネルギー基本計画・プルサーマル計画等の重要政策さえ実現せず、閣議決定もされない大臣の確約文書や法的拘束力のない事業者の安全協定が、順守される担保・保証はどこにもないと言う事であります。

6 電力会社が搬出するとしていますが、搬出施設も検討せず、原発立地自治体も受け入れるはずもなく、最終処分場以外のどこに搬出するのでしょうか。原子力船むつの母港問題で私たちは国の約束は全く信頼できないことを学び、繰り返してはならないはずで。

7 北海道のように条例を制定し、将来、誰が知事、県会議員になっても、青森県を最終処分地としない姿勢と決意を引き継ぐことを内外に宣言し、併せて、無責任な国と事業者に、青森県はあなた方の思いどおりにはいきませんよ、との毅然たる態度を示すことが必要であります。

8 37年前の県議会で議論された、青森県が核のゴミ捨て場にされるのでは、との不安と懸念に終止符を打つことが、今の県政に関わる私たちの責任であります

9 最大の理由は、青森県を最終処分地としないことは、三村知事はじめ県議会議員、全ての県民の願いと確信するからであります。

世界自然・文化遺産に登録され、世界から選ばれた青森県の自信と誇りと愛着を内外に示す証として、「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」を制定すべきであります。



紹介議員の安藤晴美・松田勝・吉俣洋・
渋谷哲一 各議員のみなさんが本条例制定
を求め、議会で質問・討論をおこしました。
青森県議会ホームページで聞くことができます。

2018年6月2日に放映された「核のごみに揺れる村・苦悩と選択・半世紀の記録〜」(NHKEテレ)を見直した。
青森県との確約書(1994年11月19日)を締結した当時の科技庁長官田中真紀子氏がインタビューに応じ、こう答えていた。「村から核のごみを運び出すことは難しい、あれを搬出することなどできますか? 県民に納得してもらって永久処分にする判断かな、分かりませんが、国民みんなの問題なのに弱いところ、静かなところ、おとなしいところが背負わされる」(一部)

なんと無責任な言いかただろう・私たちはもっと怒るべきだと。長い間署名活動ご支援本当にありがとうございました。報告が遅くなり大変申し訳ございません。今後もよろしく願います。 編集 県民の会事務局 伊藤和子